

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行事項(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
 ⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
 ⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

市立特別支援学校展

- 内 学習活動や作品の紹介。
 日 2月28日(月)、3月1日(火)。
 所 地下街ふれあい広場。
 [詳細] 教育推進課 ☎(211)3851

自殺予防講演会

- 内 作家の五木寛之氏による講演、パネル展。3月5日(土)午後1時30分～4時。
 所 定市民ホール(中央区北1西1)。千500人。

- 申 上欄必要事項を記入し、2月25日(金)までに市コールセンター(FAX(221)4894)へ。
 (抽選)

- [詳細] 市コールセンター ☎(222)4894、HP

精神療養講座

- 内 うつ病の人への関わり方。
 日 2月26日(土)午後2時～4時。
 所 WEST19(中央区大通西19)。

- [詳細] 市コールセンター ☎(222)4894



市・道民税(住民税)の申告

平成22年中に収入のあった方が対象です。給与または年金所得者で、源泉徴収票に記載のない扶養控除や社会保険料の控除を受ける場合なども

申告が必要です。ただし、所得税の確定申告をされた方は、不要です。また、1月1日現在、市外在住の方が、家族を住まわせるための住居を市内に有する場合や、居住区とは別の区に個人事業を行うための事務所を有する場合などは、均等割額を負担していただくこととなりますので、該当の方は申告してください。

- [詳細] 市税事務所(左表)の市民税課
 日 3月1日(火)～15日(土)日曜を除く。区民のページ(豊平・清田・南区は1月号)をご覧ください。
 申 差し押さえた物件を売却。申込期間 2月16日(水)午後1時～28日(月)午後11時。
 公 売期間 2月16日(水)午後1時～3月4日(金)午後1時～6日(日)午後11時。不動産(入札)は4日(金)午後1時～11日(金)午後1時。納税指導課 ☎(211)292、HP

問い合わせ先

区	市税事務所・所在地	市民税課電話番号
中央区	中央(中央区北2東4サッポロファクトリー2条館)	211-3914
北・東区	北部(中央区北4西5アステイ45)	207-3914
白石・厚別区	東部(厚別区大谷地東2交通局庁舎)	802-3914
豊平・清田・南区	南部(豊平区平岸5の8イースト平岸)	824-3914
西・稲穂区	西部(西区琴似3の1コトニ3・1ビル)	618-3914

確定申告はお早めに

所得税の確定申告の受け付け開始は2月16日(水)、申告と納税の期限は3月15日(火)です。土・日曜、祝日は、申告の相談・受け付けを行っていませんが、2月20日(日)、27日(日)に限り、各税務署(中税務署、南税務署を除く)、北海きたえーるの会場(豊平区豊平5の

11)で実施します。消費税の申告と納税をお忘れなく

平成20年分の課税売上高が1千万円を超える個人事業者は、22年分の消費税課税事業者となり、3月31日(木)までに申告と納税が必要です。

- [詳細] 各税務署、HP
 日 差し押さえた物件を売却。申込期間 2月16日(水)午後1時～28日(月)午後11時。
 公 売期間 2月16日(水)午後1時～3月4日(金)午後1時～6日(日)午後11時。不動産(入札)は4日(金)午後1時～11日(金)午後1時。納税指導課 ☎(211)292、HP



国民年金

保険料の前納による割引
 保険料を前納すると割引になります。割引額は前納期間などにより異なります。口座振替、クレジットカードでの前納は2月末日までに年金事務所へお申し込みください。

- [詳細] 区役所(1ヶ)の保険年金課
国民健康保険
保険料の減免
 失業などで、平成22年1月

国民健康保険(65歳以上)・後期高齢者医療制度の保険料の納付方法

保険料の納付方法についてお知らせします。以下の内容は、基本的なケースを示したものであり、当てはまらない場合もあります。詳細はお問い合わせください。

来年度の保険料の納付方法

- 年金天引き(特別徴収)で納めている方
 年金天引きが継続します。ただし、世帯主が75歳になる年度の国民健康保険料は、納入通知書または口座振替で納付します。
- 納入通知書で納めている方
 年金が年額18万円未満の方、介護保険料と国民健康保険料(または後期高齢者医療保険料)の合計額が年金受給額の2分の1を超える方は、納入通知書で納付します。該当しない方は、年金天引きが始まります。なお、国保で年金天引きの対象となるのは、加入者全員が65歳以上74歳以下の世帯の世帯主です。
- 口座振替で納めている方
 口座振替が継続します。

口座振替への変更

年金天引き、納入通知書で保険料を納めている方は、希望により口座振替での納付に変更できます。手続きは、お住まいの区の区役所保険年金課へご相談ください。

4月と6月の年金天引き(仮徴収)

両月の年金からは、暫定的に平成22年度の保険料を基に天引きします。23年度の保険料が確定し、差額が生じた場合は、8月以降の保険料で調整します。

新たに被保険者となった方・年金天引きの対象年齢に到達した方の年金天引き開始月の目安

年金天引きの開始時期は、対象年齢に到達した時期などによって異なります(下表)。年金天引きとならない期間は、納入通知書や口座振替により納付します。

年金天引き開始月

<後期>75歳の到達月(障害認定取得月)	<国保>65歳の到達月<国保・後期>年金の新規裁定月市外からの転入月	年金天引き開始月の目安
4月、5月	—	当年度10月
6月～9月	4月～9月	翌年度4月
10月、11月	—	翌年度6月
12月、1月	—	翌年度8月
2月、3月	—	翌年度10月

[詳細] 区役所(1ヶ)の保険年金課